

## 全国のがん対策推進条例制定の動向

## 1 他県の条例制定状況

全国 32 道府県で制定（議会提案 25，知事提案 7）

（平成 26 年 4 月現在）

県等名	施行日	提案者	
		議会	知事
北海道	H24.4.1		○
岩手	H26.4.1	○	
秋田	H23.4.1	○	
福島	H26.4.1		○
群馬	H22.12.24	○	
埼玉	H26.4.1	○	
千葉	H25.3.1	○	
神奈川	H20.4.1	○	
新潟	H19.3.27	○	
富山	H25.4.1	○	
山梨	H24.4.1	○	
長野	H25.10.15	○	
岐阜	H22.9.1	○	
愛知	H24.10.16	○	
三重	H26.4.1		○
滋賀	H25.12.27	○	
京都	H23.3.18		○
大阪	H23.4.1	○	

県等名	施行日	提案者	
		議会	知事
奈良	H21.10.9	○	
和歌山	H24.12.28	○	
鳥取	H22.6.29	○	
島根	H18.9.29	○	
岡山	H26.3.20	○	
徳島	H22.3.30		○
香川	H23.10.11	○	
愛媛	H22.4.1	○	
高知	H19.4.1	○	
佐賀	H26.3.20		○
長崎	H20.8.15	○	
大分	H23.4.1	○	
宮崎	H24.3.29	○	
沖縄	H24.8.3		○
合計	32	25	7

## 2 受動喫煙防止に関する条例の状況

区分	都道府県数	うち受動喫煙防止規定を含む数	うち施設管理者の措置等を義務付け	屋外の規制
がん対策推進の条例	32 道府県	25 道府県	なし(努力義務)	なし
受動喫煙防止に関する条例	2 県 (神奈川県、兵庫県)	(2 県)	2 県 (罰則あり)	なし

## がん対策推進条例の基本的な構成について

※他県の条例をもとにして作成

### 【目的、関係者の責務、役割等】

目的	○ がん対策に関する県の責務並びに県民、保健医療関係者等の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する基本的な事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で安心な暮らしづくりの実現に寄与することを目的とする。
県の責務	○ 国、市町、保健医療関係者、事業者、患者団体その他の関係団体との連携を図り、県の特性に応じた総合的ながん対策に関する施策を策定し実施する。
市町との連携	○ 県は、市町ががんの予防及び早期発見その他のがん対策に関する施策を実施するときは、必要と認める協力をを行う。
県民の役割	○ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払う。 ○ 積極的にがん検診を受診するよう努める。
保健医療関係者の役割	○ がんの予防及び早期発見の推進、適切で質の高いがん医療の提供並びにがんに関する情報の提供に努める。
事業者の役割	○ 従業員が、がんを早期に発見することができる環境の整備に努める。 ○ 従業員が、勤務を継続しながら治療を受け療養し、又は家族を看護することができる環境の整備に努める。

### 【基本的な施策、推進体制等】

がん予防の推進	○ 県は、がんの予防を推進するため、次の施策を講じる。 ・ 生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響等、がんの予防に関する知識の普及啓発 ・ 禁煙に取り組もうとする者への支援、受動喫煙を防止するための施策 ・ その他がんの予防のために必要な施策
がんの早期発見の推進	○ 県は、がんの早期発見を推進するため、次の施策を講じる。 ・ がん検診の受診率及び質の向上 ・ がん検診に従事する者の資質向上を図る研修機会の確保 ・ その他がんの早期発見のために必要な施策
がん医療の充実	○ 県は、がん患者がその状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、次の施策を講じる。 ・ がん診療連携拠点病院の機能強化 ・ 医療機関の連携及び協力の推進 ・ がん医療に携わる専門的な知識・技能を有する医療従事者の育成及び確保 ・ その他がん医療の充実のために必要な施策

緩和ケアの 充実	<p>○ 県は、医療・介護・福祉関係者と連携し、次の施策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緩和ケアに携わる専門的な知識・技能を有する医療従事者の育成及び確保</li> <li>・ がんと診断された時から適切な緩和ケアを受けることができる体制整備</li> <li>・ 緩和ケアに関する正しい理解の促進</li> <li>・ その他緩和ケアの充実のために必要な施策</li> </ul>
在宅医療の 推進	<p>○ 県は、医療・介護・福祉関係者と連携し、がん患者又はその家族の意向により、住み慣れた家庭や地域でがん医療及び介護を受けることができるよう必要な施策を講じる。</p>
肝炎・肝がん対策の 推進	<p>○ 県は、肝炎に対する正しい知識の普及啓発、肝炎ウイルス検査の受検促進その他の肝炎・肝がん対策の推進のために必要な施策を講じる。</p>
小児がん対策の 推進	<p>○ 県は、小児がんの診療に関わる医療機関の連携協力の促進、小児がん患者及びその家族に対する相談支援体制及び情報提供の充実その他必要な施策を講じる。</p>
がんに関する 情報の提供	<p>○ 県は、県民に対して、がん医療及びがん患者の療養生活に関する情報その他のがんに関する適切な情報を提供する。</p>
がん患者等の 支援	<p>○ 県は、がん患者及びその家族の社会生活上の不安等の軽減に資するよう、次の施策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん患者等に対する相談支援の体制の充実</li> <li>・ 患者団体その他の関係棚対によるがん患者等への支援活動の促進</li> <li>・ その他がん患者等への支援のために必要な施策</li> </ul>
がんに関する 教育の推進	<p>○ 県は、教育関係者、保健医療関係者等と連携し、児童及び生徒が、がんに関する正しい知識を習得し、理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講じる。</p>
就労の支援	<p>○ 県は、がん患者及びがん経験者が、仕事や家庭生活と治療を両立することができるよう、事業者及び県民の理解を深めるための普及啓発、相談支援体制の整備その他必要な施策を講じる。</p>
がん登録の 推進	<p>○ 県は、がん対策の立案及びがん医療の向上に必要な情報を得るため、がん登録(がんの罹患、診療、転帰等に関する情報を記録し、保存することをいう。)を推進する。</p>
がん対策推進 協議会	<p>○ 県における総合的ながん対策の推進について調査審議するため、知事の附属機関として、がん対策推進協議会を置く。</p>
県民運動の 推進	<p>○ 県は、市町、保健医療関係者、事業者、患者団体その他がん対策に携わる関係者と連携し、がん対策に関する県民の理解と関心を深めるための取組を推進する。</p>
財政上の措置	<p>○ 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努める。</p>